

科学研究費助成事業研究機関担当者 殿

文部科学省研究振興局学術研究推進課  
独立行政法人日本学術振興会研究事業部

令和6(2024)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について

令和6(2024)年4月以降、下記の制度変更等を予定していますので、貴研究機関所属の研究者及び事務担当者等の関係者に周知願います。併せて、昨年度の通知事項のうち重要な事項について改めて周知しますので、研究機関内において必要な対応を実施くださるようお願いいたします。

## 記

### 1. 基盤研究(B)の基金化について

令和5(2023)年度以前に採択された「基盤研究(B)」の継続課題については、令和6(2024)年2月に交付内定を行いましたが、本年4月以降に交付内定を予定している新規採択課題についても、令和6(2024)年度予算が国会で成立したのち、速やかに基金化に向けた手続を進める予定です。これにより、研究費の柔軟な使用が可能となるとともに、研究者や研究機関の事務負担が軽減されます。

### 2. 審査資料の電子化及びカラー化について

新たに「学術変革領域研究(A・B)」、「学術変革領域研究(A)(公募研究)」の研究計画調書をカラーで受け付けることとしました。これに伴い、審査委員は電子申請システムを通じてカラーの研究計画調書(PDFファイル)を閲覧し、審査を行うこととなります(研究計画調書をモノクロ(グレースケール)印刷して審査委員に送付することを取りやめます。)

#### 【既に審査資料の電子化・カラー化の対象となっている研究種目】※

- ・ 「特別推進研究」、「基盤研究(S)」、「研究活動スタート支援」、「海外連携研究」、「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」

※その他の研究種目の審査においては、従前と同様、モノクロ印刷された研究計画調書を審査資料として使用します。  
なお今後、審査状況を踏まえ、審査資料の電子化及びカラー化の対象研究種目を拡大していく予定です。

### 3. 男女共同参画推進に向けた科研費における応募要件の緩和について

若手・子育て世代の研究者がより積極的に研究に復帰・参画できる環境を整備するため、「研究活動スタート支援」及び「若手研究」の応募要件に「未就学児の養育期間」を配慮期間として追

加します。なお、「未就学児」の対象は、「子」であり、民法上の解釈に即して応募者本人の子（実子、非嫡出子又は養子）となります。

令和 6（2024）年度科研費の公募「研究活動スタート支援」及び令和 7（2025）年度科研費の公募「若手研究」から新しい応募要件を適用しますので、詳細は各公募要領を参照してください。

**【令和 6（2024）年度科研費「研究活動スタート支援」（令和 6（2024）年 3 月 1 日公募開始）】**

- A) 令和 5（2023）年 9 月 20 日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得、かつ文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目（※ 1）に応募していない者
  - B) 令和 5（2023）年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育（※ 2）していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目に応募していない者（※ 1）
- （※ 1）「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」  
（※ 2）育児休業を取得している期間も含む。

**【令和 7（2025）年度科研費「若手研究」（令和 6（2024）年 7 月中旬公募開始予定）】**

令和 7（2025）年 4 月 1 日現在で博士の学位を取得後 8 年未満の研究者（※）

（※）以下の者も対象とする。

- ・令和 7（2025）年 4 月 1 日までに博士の学位を取得見込みの者
- ・博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後 8 年未満となる者

#### **4. 研究活動スタート支援及び奨励研究の審査方式の変更について**

令和 6（2024）年度から、「研究活動スタート支援」及び「奨励研究」の審査方式を 2 段階書面審査から一度の書面審査で採否を決定する審査方式へと変更しました。このことにより、早期の審査結果の通知が可能となり、研究活動スタート支援については、採択されなかった場合であっても、審査結果通知後、基盤研究等への応募のために必要な準備期間を確保することが可能となります。審査結果通知等のスケジュールは各公募要領を参照してください。

#### **5. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について**

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）や「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和 3 年 12 月 17 日 改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保するよう依頼していたところです。

令和 7（2025）年度科研費の公募からは、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を

科研費電子申請システムに連携し、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力いただきます。このため、e-Rad において、研究代表者及び研究分担者は当該情報を登録してください。特に、研究代表者及び研究分担者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、必ず事前に当該情報の登録状況を確認してください。

なお、e-Rad から科研費電子申請システムに連携される情報は以下のとおりです。

〈科研費電子申請システムに連携される情報〉

- ・ 応募中の研究費
- ・ 受入予定の研究費
- ・ e-Rad 外の研究費（民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など）
- ・ 兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在の全ての所属機関・役職
- ・ 所属機関への研究インテグリティ誓約状況

本件については別紙 1、以下の参考資料、交付内定通知及び科研費使用ルール（補助条件及び交付条件等）を参照してください。また、応募に当たっての登録方法等の詳細については、各研究種目の公募要領を十分に確認してください。

#### 【参考】

○競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)  
URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)  
URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity\\_housin.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf)

○研究インテグリティに関する検討(内閣府 HP)  
URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

○研究インテグリティ(文科省 HP)  
URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/integrity/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html)

## 6. 安全保障貿易管理への対応について

我が国の安全保障貿易管理について日本学術振興会等資金配分機関は、「統合イノベーション戦略 2021」(令和3年6月18日 閣議決定)において、「安全保障貿易管理の面等から適切に技術を管理すべき政府研究開発事業を精査し、事業の特性を踏まえつつ、安全保障貿易管理の要件化等の対象事業の選定をした上で資金配分先の安全保障貿易管理体制の構築を求める」ことが求められています。

これを踏まえ、科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求めていますので、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制の整備等を実施してください。

令和7(2025)年度に助成を行う研究課題から、交付決定までに当該研究課題において外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているかの確認及び、提供の意思がある場合は研究機関の管理体制の有無について確認を行います。

提供の予定がある場合、管理体制が整備されている必要がありますので、研究機関は当該事務

を適切に行うために必要な体制を整備し、整備状況を必ず e-Rad へ登録してください。

本件については別紙 2、以下の参考資料、交付内定通知の添付文書及び機関使用ルール等を参照してください。

【参考：安全保障貿易管理に係るガイダンス等】

- 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用):  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル:  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>  
※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデル CP も御参考下さい。  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- 安全保障貿易ガイダンス(入門編) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- 大学・研究機関向け、及び中小企業等向けの説明会、アドバイザー派遣等事業  
(大学・研究機関向け) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>  
(中小企業等向け) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/chusho.html>

## 7. 研究データマネジメントについて

令和 6 (2024) 年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメントプラン (DMP) の作成を求めます。DMP の作成例等の詳細は交付内定時に示しますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。なお、作成した DMP の提出は求めません(※)。

※ 従前、学術変革領域研究においては交付申請時に DMP の提出を求めていましたが、令和 6 (2024) 年度より上記の取扱いとします。

作成した DMP は研究の進捗に応じて適宜更新していただきます。

また、DMP に基づき生み出し公開した研究データの情報(メタデータ等)は、実施状況報告書又は実績報告書の一部として報告いただき、科学研究費助成事業データベース (KAKEN) において研究成果として公開することを予定しています。

研究機関では、管理・対象データの範囲、研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定など、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備を行ってください。

本件については別紙 3、以下の参考資料及び交付内定通知等を参照してください。

【参考】

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方 (令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議)  
URL:<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sankol.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目  
URL:[https://www8.cao.go.jp/cstp/common\\_metadata\\_elements.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf)
- 独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針  
URL:[https://www.jsps.go.jp/file/storage/open\\_science/basic\\_policy.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf)



**【本件に関する問合せ先】**

(科研費制度全般に関すること)

文部科学省研究振興局学術研究推進課

TEL : 03-6734-4091

(科研費使用ルールや電子申請システムに関すること)

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成企画課

TEL : 03-3263-4796

## 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ①

### ○ 背景・課題

- ・近年、研究活動のグローバル化が進む一方で、研究者に対する外国政府や外国機関からの不当な影響により、我が国の企業や大学等の研究者の意図しない利益相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- ・こうした新たなリスクに対応しつつ、必要な国際協力を進めていくためには、**研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築する必要。**

参考：「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保にかかる対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、**オープンサイエンスを大原則**とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や**研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性**が指摘されており、こうした中、我が国として**国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠**となっている。

### ○ リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

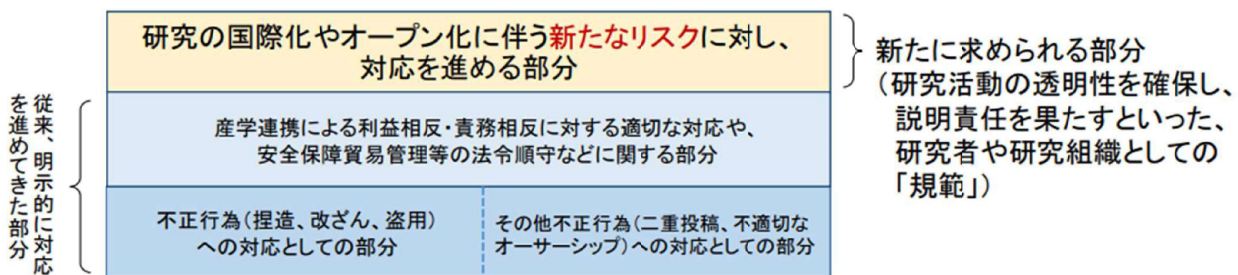


図 研究インテグリティ全体の構成

図：内閣府作成資料「研究インテグリティの確保に係る対応方針（概要）」より抜粋

1

## 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ②

### ○ 科研費でのこれまでの主な対応

- ① 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄
  - ・国内の競争的研究費のみならず、**国外も含めた研究資金を記載**
  - ・記載した研究課題を応募又は受入れるに当たっての**国内外の所属組織・役職（兼業を含む）を記載**
- ② 上記の情報も含む研究計画調書の内容について、所属研究機関の取扱いに基づき機関内で適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出

令和7（2025）年度公募からe-Radに登録された以下の情報を科研費電子申請システムに連携します。

#### 【科研費電子申請システムに連携する情報】

- ・応募中の研究費
- ・受入予定の研究費
- ・e-Rad外の研究費（民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など）
- ・兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職
- ・所属機関への研究インテグリティ誓約状況

**e-Radの【研究者情報】において、研究インテグリティに係る情報を登録していない場合、応募が出来ませんので、ご注意ください。**

2

## 研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保について ③

JSPS 科研費電子申請システム

## 応募情報入力(研究費の応募・受入等の状況)画面

## (1) 応募中の研究費

e-Rad登録情報を参照

役職	1.資金制度・研究費名(配分機関名) 2.研究期間 3.研究課題名 4.研究代表者氏名	20XX年度 研究総費 (千円)	20XX年度 エフォート (%)	本応募研究費と当該研究費との関係等 1) 研究内容の類似等 2) 当該研究費に基き本応募研究費に必要とする理由 3) 当該研究費を必要とするに当たっての経緯(経緯・経緯) (当該研究費が研究費である場合は、研究費名称の記入欄を入力すること。)
代表	1.【本応募研究課題】特別推進研究 2.20XX年度～20XX年度 3.○○○の××に関する研究 4.○○○	9,999,999	XX%	

## (2) 受入予定の研究費

e-Rad登録情報を参照

役職	1.資金制度・研究費名(配分機関名) 2.研究期間 3.研究課題名 4.研究代表者氏名	20XX年度 研究総費 (千円)	20XX年度 エフォート (%)	本応募研究費と当該研究費との関係等 1) 研究内容の類似等 2) 当該研究費に基き本応募研究費に必要とする理由 3) 当該研究費を必要とするに当たっての経緯(経緯・経緯) (当該研究費が研究費である場合は、研究費名称の記入欄を入力すること。)

## (3) e-Rad外の研究費 (新設)

e-Rad登録情報を参照

契約の種類	1.担子機関(担子機関の署名) 2.担子機関 3.研究期間	研究費額	エフォート (%)	期間内 採算的 経理行 業
	1. 〇〇〇大学			

## (4) 兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職 (新設)

e-Rad登録情報を参照

所属機関	役職	所属機関の存在地
独立行政法人産業○○○機関 ○○○委員会 委員		JPN 日本
○○○機関 ○○○委員会 専門委員		JPN 日本

## &lt;科研費電子申請システムの変更点&gt;

## ① 研究費の応募・受入等の状況画面の項目新設(左図)

## (3)e-Rad外の研究費

(4)兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職

## ② e-Rad連携機能追加

## &lt;研究費の応募・受入等の状況画面&gt;

e-Radから連携した研究インテグリティに係る情報を必要に応じて追加

## &lt;研究課題情報画面 研究組織欄&gt;

研究代表者及び研究分担者が研究インテグリティに係る情報を所属機関に適切に報告していることを誓約状況で確認

※画面は修正する可能性があります

3

## 研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保について ④

## 応募情報入力(研究費の応募・受入等の状況)画面

## ① (1) 応募中の研究費

e-Rad登録情報を参照

役職	1.資金制度・研究費名(配分機関名) 2.研究期間 3.研究課題名 4.研究代表者氏名	20XX年度 研究総費 (千円)	20XX年度 エフォート (%)	本応募研究費と当該研究費との関係等 1) 研究内容の類似等 2) 当該研究費に基き本応募研究費に必要とする理由 3) 当該研究費を必要とするに当たっての経緯(経緯・経緯) (当該研究費が研究費である場合は、研究費名称の記入欄を入力すること。)
代表	1.【本応募研究課題】特別推進研究 2.20XX年度～20XX年度 3.○○○の××に関する研究 4.○○○	9,999,999	XX%	

②で選択した情報を反映

## ポップアップ画面(e-Rad情報参照(研究費の応募・受入等の状況))

役職	配分機関名 (研究期間)	公募名 研究費額 (研究代表者氏名 /研究代表者名)	応募
研究代表者	国際共同研究加速基金(海外連携研究) (20XX年度～20XX年度)	令和5年度 国際共同研究加速基金(海外連携研究) ○○○についての研究 (代表 一部)	<input checked="" type="checkbox"/>
研究代表者	若手研究 (20XX年度～20XX年度)	令和4年度 若手研究 ○○○についての研究2 (○○○大学)	<input checked="" type="checkbox"/>
研究分担者	基礎研究(S) (20XX年度～20XX年度)	令和4年度 基礎研究(S) ○○○についての研究2 (○○○大学)	<input checked="" type="checkbox"/>

③ 応募情報に追加して閉じる

閉じる

## 操作手順 (e-Radから連携した登録情報を追加)

① 応募情報入力画面の e-Rad登録情報を参照 ボタンをクリックすると、ポップアップ画面が立ち上がる。

【ポップアップ画面は以下の4つの項目で構成】

- (1) 応募中の研究費
- (2) 受入予定の研究費
- (3) e-Rad外の研究費
- (4) 兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職

② 追加したい研究費等のチェックボックスにチェックを入れる。

③ ページ下部 応募情報に追加して閉じる をクリックすると、②で選択した情報が応募情報入力画面に追加される。

電子申請システム上でも修正可能。ただし、以下の情報を修正した場合e-Radへは反映されないため、e-Radでも必ず修正が必要。

## 【e-Radで修正可能な情報】

- (1)～(3)のエフォート：エフォート一覧画面
- (3)～(4)：研究者情報の修正画面

## 注意

e-Radとの応募・受入情報の連携には通常60分程度の時間を要しますが、さらに時間がかかる場合もあります。応募締切直前に登録しても連携されない可能性がありますので、時間に余裕をもって登録ください。公募開始前から登録可能です。

※画面は修正する可能性があります

4



# 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ⑤

## 応募情報入力画面



### 【研究組織（研究代表者及び研究分担者）】

承認状況	研究インテグリティ誓約状況 (e-Rad登録情報連携)	区分	氏名(年齢)	1.所属機関 2.部署 3.職
	誓約していない	研究代表者	〔研究者番号〕99999999 〔フリガナ〕ダイヒョウ イチロウ 〔漢字等〕代表 一郎 〔英語〕Daihyou Ichirou 〔年齢〕00才	1.AAA大 AAA U 2.AA学部 AA De 3.教授 Profes
▶	誓約している	研究分担者	〔研究者番号〕11111111 〔フリガナ〕フンタン イチロウ 〔漢字等〕分担 一郎 〔英語〕Buntan Ichirou 〔年齢〕	1.AAA大 AAA L 2.AA学部 AA De 3.教授 Profes

※画面は修正する可能性があります

### <研究代表者及び研究分担者の誓約状況確認>

- 研究組織（研究代表者及び研究代表者）欄に「研究インテグリティ誓約状況」項目を新設しました。
- 研究代表者及び研究分担者全員が「誓約している」となっていない場合、**応募ができません。**
- 研究代表者は当該画面で誓約状況を確認、「誓約していない」研究者には、所属機関への誓約を求め、e-Radで登録するように依頼してください。（登録手順は次のスライド参照）

### 注意

e-Radとの研究者情報の連携には**通常10分程度**の時間を要しますが、さらに時間がかかる場合もあります。応募締切直前に登録しても連携されない可能性がありますので、時間に余裕をもって登録ください。**公募開始前から登録可能です。**

5

# 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について ⑥

## <e-Rad 研究インテグリティに係る情報の入力>



研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録/修正を行います。

基本情報 研究分野 所属研究機関

所属する研究機関

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の署名) 制度名 研究課題名 (研究期間)	予算額	エフォート機密保持契約締結有無	削除
④ 行の追加				

(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
④ 行の追加		

(3) 誓約状況  
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。  
 報告している ⑤必須

誓約状況履歴

変更日時	変更内容

### 操作手順

- ① e-Rad トップ画面右上に表示されている研究者氏名のプルダウンより、【研究者情報の確認・修正】をクリック
- ② 続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【所属研究機関】タブをクリック
- ③ (1) e-Rad 外の研究費、(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等の記入欄に必要な事項を入力

e-Rad外の研究費：下記(A)または(B)に該当する研究費  
(A)：競争的研究費ではないもの  
(B)：競争的研究費に該当するがe-Radで応募を行っていないもの

<以下については入力不要>

- ・ e-Radに登録されている事業実施中の研究費
- ・ 応募中の研究費
- ・ 受入（採択）予定の研究費

- ④ 必要に応じて【行の追加】をクリックして行を追加
- ⑤ ③の事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックを入れる

### 注意

※⑤は必須となります。研究代表者及び研究分担者全員チェックが入っていない場合、応募できません。

6

## 安全保障貿易管理の要件化について ①

- ➡ 研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある技術などの研究成果等が軍事、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、**研究機関による組織的な対応が求められます**。
- ➡ 我が国では、外為法に基づき、輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
- ➡ 科研費制度では、これまでも科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外為法に基づき規制されている技術等の取扱いを予定されている場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、**安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認すること**を求めています。

### 令和7年度助成課題から、交付決定までに

- ✔ **外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認** 及び、
- ✔ **提供の意思がある場合は管理体制の有無について確認** を行います。

研究機関は、当該事務を行うために必要な体制の整備を実施してください。



### 大学等に求められる主な取組

#### 組織体制の整備・運用

- ・担当部署等の決定・設置
- ・関係規程の策定
- ・学内研修 等

#### 技術の提供や機器等の輸出の確認手続

- ・定められた手続きの徹底  
(用途・相手先等の確認 等)

#### 研究者・留学生等の出入国等における確認手続

- ・留学生等への技術提供等に係る管理
- ・共同研究の実施時の管理 等

令和5年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会 文部科学省作成資料をもとに作成

### 参考

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- **安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）**  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri\\_03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri_03.pdf)
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

大学・研究機関が実施すべきことがまとまっています。輸出管理体制の例なども掲載されていますのでご参考ください。

1

## 安全保障貿易管理の要件化について ②

令和6年1月末のe-Rad改修により、安全保障貿易管理に関する機能として、機関の体制整備状況の登録が可能となりました。これにより、科研費は令和7年度助成課題から以下の対応を予定しています。

### ○ 科研費における対応（予定）

#### ① 事前登録【e-Rad】

- ・ 研究機関は、**e-Radの研究機関情報で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録**してください。



#### 研究機関の事前登録

e-Radの研究機関情報で以下のいずれかを登録

- a：未整備
- b：整備済
- c：整備中



科研費電子申請システムに連携

### － 1. 安全保障貿易管理に関する機能－

#### 自機関情報画面の変更

- ・自機関における安全保障貿易管理体制の整備状況登録項目が表示されます。（随時登録可）

自機関における安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。（初期値は「未整備」となります。）

なお、整備中又は未整備の場合で、リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う予定がある場合は、対象公募の採択後、契約締結（交付決定）時まで、本機能により誓約書を提出する必要があります。

また、リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う又は採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了、いずれか早い方までに、体制を整備済にしておく必要があります。

（登録状況が「整備中」のまま2年経過した場合は、自動で「未整備」に変更されます。）

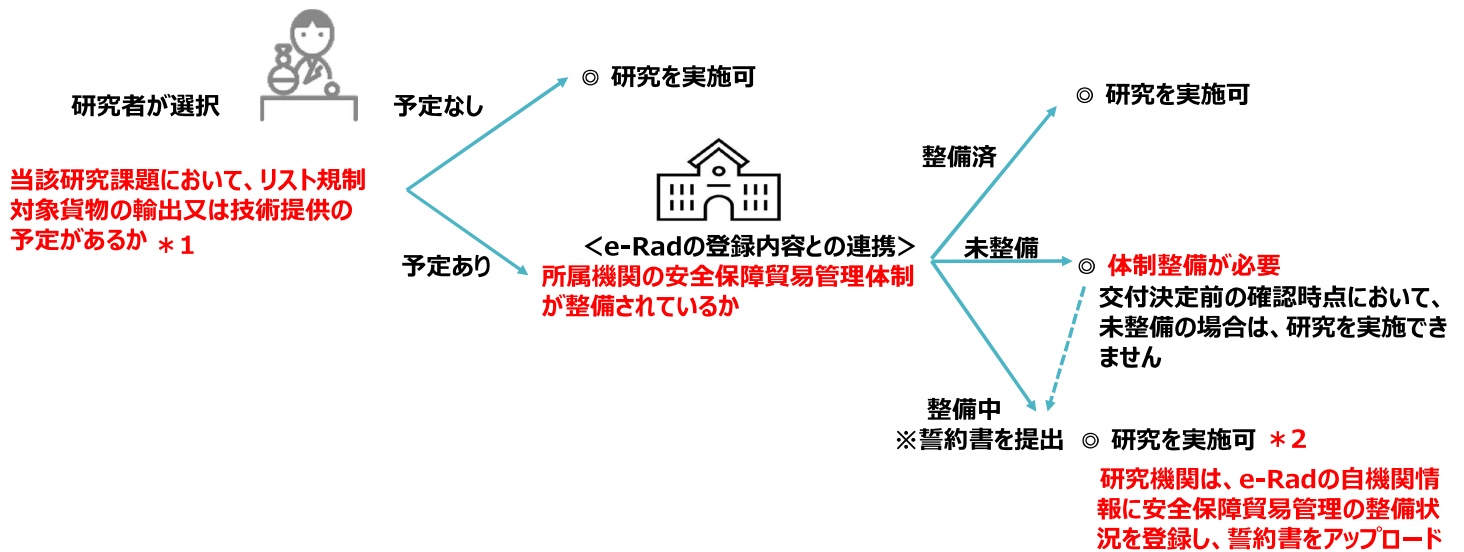
整備中を選択した場合は、指定の誓約書をアップロードしてください。

※誓約書は一度アップロードすれば、以降、別の応募での再アップロードは必要ありません。

2

## 安全保障貿易管理の要件化について ③

### ② 交付申請（支払請求）時の確認【科研費電子申請システム】



\* 1 リスト規制について

炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象は、経済産業省のHP（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>）で確認できます。

\* 2 安全保障貿易管理体制が整備中のみ研究を実施する場合

「リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う」又は「採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了」のいずれか早い方までに、体制を整備済にしておく必要があります。



# 背景

## 背景

- 我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンス推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められており、研究データに関して、2021年4月に、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（統合イノベーション戦略推進会議）が策定  
「[公募型の研究資金の全ての新規公募分について、研究データの管理・利活用を図るため、DMP及びこれと連動したメタデータ付与を行う仕組みを2023年度までに導入する](#)」

## 科研費での対応状況

- 令和4年度より、「学術変革領域研究」の領域代表者に、交付申請時に領域全体のDMPの提出を求めている
- その他の種目については、公募要領において、以下の予告をしているところ。  
「採択された研究課題の研究代表者に対し、交付申請時に、当該研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン（DMP）の作成を令和6（2024）年度科研費以降求める予定です。」

令和6年度より、原則全種目においてDMPの作成を求めます

### （参考）用語の説明

- ・研究データ：  
研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。
- ・管理対象データ：  
研究データのうち、研究者の所属する機関の基準等に基づき、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものをいう。
- ・データマネジメントプラン（DMP）：  
研究データの保存・管理、並びに、公開・共有、利活用に関する方針を定める計画書をいう。
- ・メタデータ：  
管理対象データを説明するための情報から構成されるデータをいう。

1

## DMPによる研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用

研究者による研究データの適切な管理や効率的な研究進捗の把握のため、  
研究代表者に研究データの管理計画書である **DMPの作成** を求めます

実績報告書等において、**科研費により生み出され、公開した研究データに関する情報** を提出いただきます

### イメージ

日本学術振興会

採択研究者

1 交付内定時に**DMP**（研究データ管理計画書）の様式例を示し、作成を依頼

1-2 研究者は研究開始にあたり**DMPを作成**

2 **DMPを作成したうえで交付申請** ※ 交付申請時点での提出は求めない

3 研究の実施  
DMPに基づき研究データを管理するとともに、研究の進捗に応じてDMPを適宜更新

4 実施状況報告書及び実績報告書の一部として、  
**補助事業により生みだし公開した研究データの情報（メタデータ等）** を提出\*

\*①-2のリポジトリが、CiNii Researchへ連携されている場合は、研究データの公開URL、Doiのみ  
※ 研究データそのものの提出を求めるものではありません

5 **KAKEN\***に登録・公開  
\*科研費DB

KAKENでの活用イメージ  
研究課題情報から当該課題で生み出された研究データへアクセス可能

4-2 研究データ本体は機関リポジトリや分野別リポジトリ等に格納

**KAKEN** ↔ **CiNii Research**  
科学研究費助成事業データベース

**CiNii Researchとは？**  
NIIが管理・運営する  
学術検索基盤  
一つの検索画面から多様な  
学術情報にアクセスできるもの

KAKEN や CiNii Research に登録、連携することにより、研究成果としての研究データへアクセスが容易になり、以下のようなメリットが考えられます。

- 他の研究者による利用（データ引用）や新たな研究成果が生まれ、自身の研究に対する評価や注目度の上昇や共同研究に繋がる
- 先行研究で生み出された研究データを自らの研究に活用できる可能性がある

2



# DMPによる研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用

## 留意点

### 【研究データは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行ってください】

- 論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望まれます。
- ただし、その際、**研究分野等の特性や、データを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要**があります。
- 個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から**留意すべき研究データは非公開**とすることが求められます。
- また、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切でない場合もあり得ることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、**適切なエンバゴ(時限付き非公開) 期間を設定することも可能**です。
- 研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略に従いDMPを策定し、それに基づいてデータの公開・共有を行ってください。また、研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めた**データポリシーの策定**や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための**環境や支援体制等の整備**をお願いします。

公開・共有のパターン							
メタデータ	A1	公開	A2	共有	A3	非共有 非公開	
管理対象データ	B1	公開	B2	共有	B3	非共有 非公開	
		B4	共有	B5	非共有 非公開	B6	非共有 非公開

DMPの作成対象はすべて

提出対象

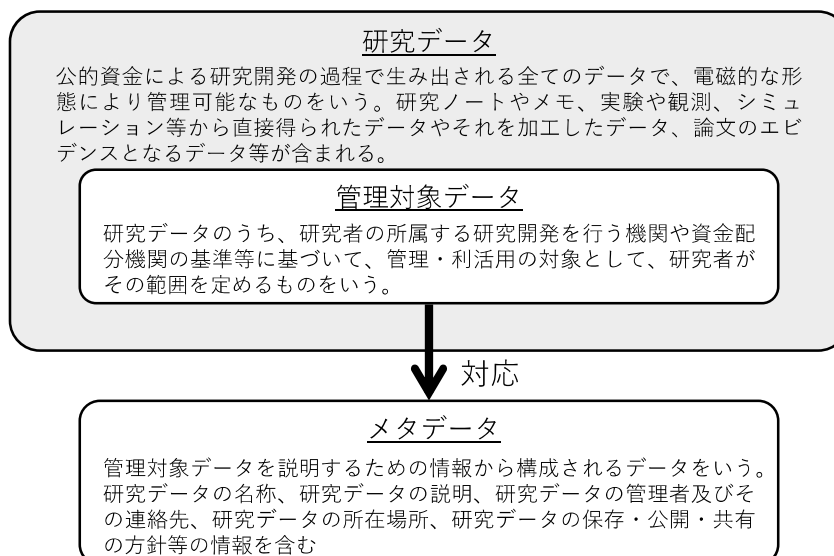
3

## (参考)基本的な考え方、研究データの概念整理

・公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/common\\_metadata\\_elements.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf)

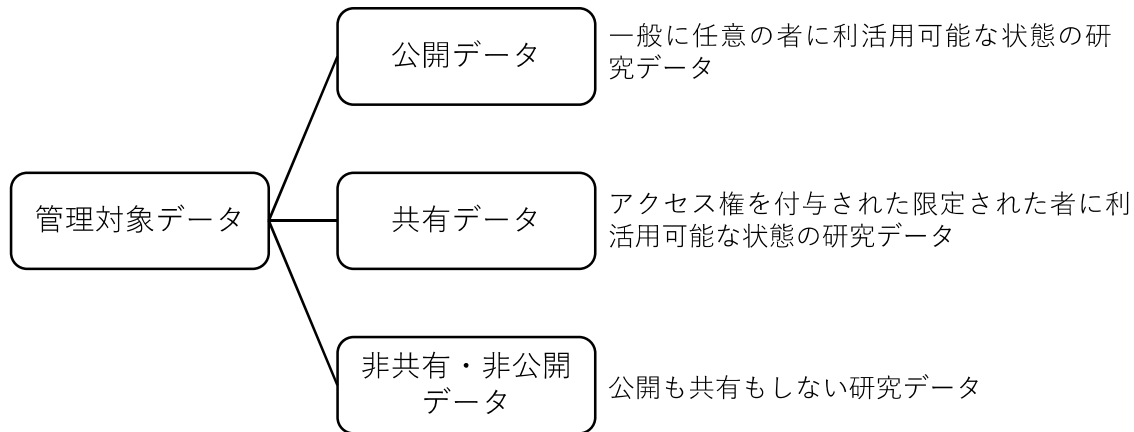
・独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針  
[https://www.jsps.go.jp/file/storage/open\\_science/basic\\_policy.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf)



出典：内閣府 公的資金による研究データの管理・利活用に関する進捗と事例～研究データ2022～

4

## (参考) 管理対象データの公開及び共有の区分



※) 「公的資金による研究データに関する基本的な考え方」から要約

- ✓ 研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、公開、共有、又は非共有・非公開の判断が行われる必要がある
- ✓ 我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性があるため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる
- ✓ 産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するために、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ（時限非公開）期間を設定することも想定される
- ✓ 関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある

出典：内閣府 公的資金による研究データの管理・利活用に関する進捗と事例～研究データ2022～